

ふるさと納税の概要について

ふるさと納税に係る控除の概要

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・(ふるさと納税額－2,000円)を所得控除 (所得控除額×所得税率^(0~45%※))が軽減)
- ② 個人住民税(基本分)・・・(ふるさと納税額－2,000円)×10%を税額控除
- ③ 個人住民税(特例分)・・・(ふるさと納税額－2,000円)×(100%－10%(基本分)－所得税率^(0~45%※))

→ ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)

(※) 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

【控除イメージ^(※1)】



※1 年収700万円の給与所得者(夫女子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。

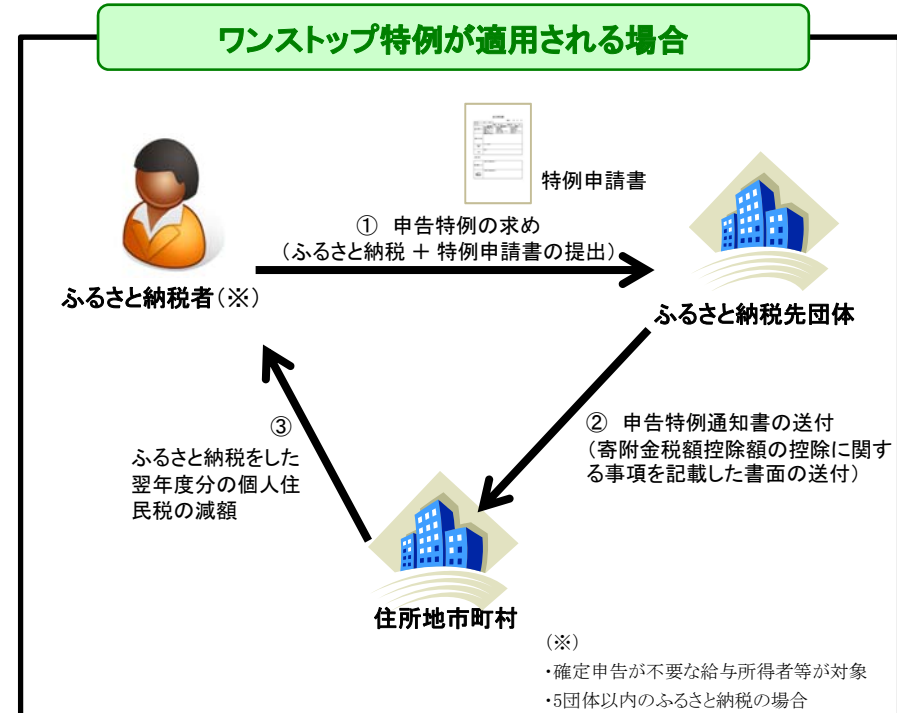
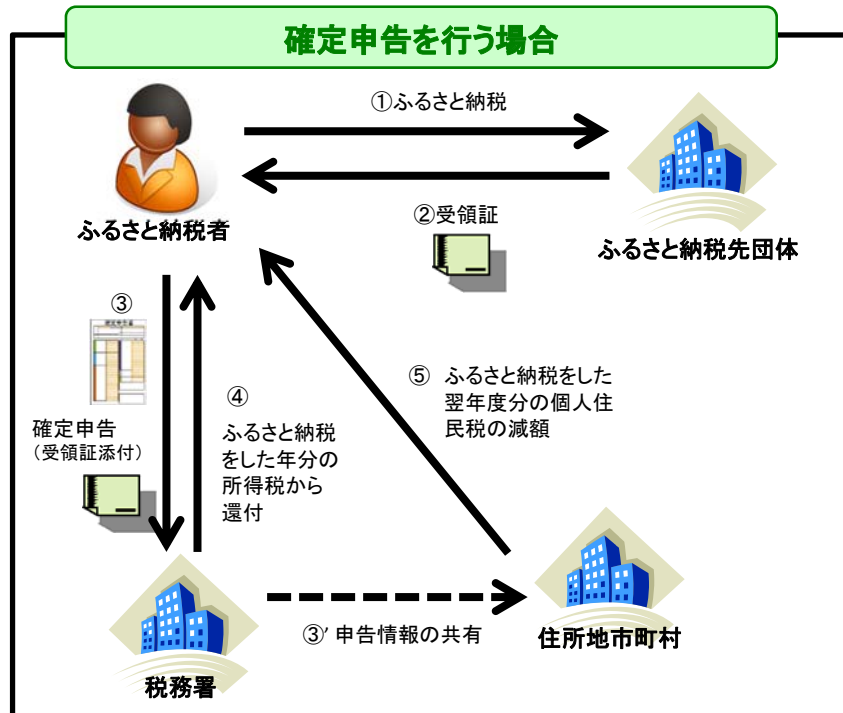
※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

○ 確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に特例申請書を提出することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設する（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）。

- ・ 確定申告を行った場合と基本的に同額が控除される。（本特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の個人住民税から控除される。）
- ・ 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要。



ふるさと納税の導入に関する経緯等

平成19年5月1日

菅義偉総務大臣(当時)が、「ふるさと納税」の実現に向けた検討を行う旨の発言

ふるさと納税研究会報告書(平成19年10月)

- ・19年6月～10月まで、のべ9回の会合を開催
- ・研究会座長は千葉商科大学の島田晴雄学長

《研究会報告書のポイント》 寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討

平成20年度税制改正

(ふるさと納税と関連する制度の見直し)

- 個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡充し、所得税と合わせて一定限度まで全額を控除する仕組みを平成21年度分の個人住民税から導入。
- 個人住民税における控除の手続を簡素化するため、寄附金税額控除に特化した申告書を導入。
- 寄附金控除の適用下限額を10万円から5千円に引下げ。
- 控除方式について、所得控除方式から税額控除方式に変更。

(ふるさと納税以外の制度の見直し)

- 都道府県又は市区町村が住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めたもの(特定公益増進法人、認定NPO等)を控除対象寄附金に追加。

平成23年度税制改正

(ふるさと納税と関連する制度の見直し)

- 寄附金控除の適用下限額を5千円から2千円に引下げ。

(ふるさと納税以外の制度の見直し)

- 認定NPO法人以外のNPO法人のうち、都道府県・市区町村が条例で個別に指定したものに対する寄附金を寄附金控除の対象寄附金に追加。

平成27年度税制改正

(ふるさと納税と関連する制度の見直し)

- 特例控除額の上限を、個人住民税所得割額の1割から2割に引上げ。
- 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内である場合等に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。

返礼品(特産品)送付への対応について

「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」(平成28年4月1日付総税企第37号)(抜粋)

2 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。

(1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品(特産品)の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

・「返礼品(特産品)の価格」や「返礼品(特産品)の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示(各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。)

イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)を送付する行為を行わないようにすること。

① 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)

② 資産性の高いもの(電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等)

③ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品(特産品)

(2) ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額(2,000円を除く。)について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品(特産品)の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品(特産品)を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。

(3) 各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品(特産品)の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品(特産品)送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。

(4) ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努めること。

(5) 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の用途(寄附金の使用目的)について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

(6) 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報情報を厳格に管理すること。特に、返礼品(特産品)送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。